

正式譲渡契約書

譲渡犬の情報

仮名	
年齢	歳 カ月
性別	
種類	
毛色	
不妊去勢	済 ・ 未
その他 (ワクチン接種状況など)	

記

1. 所有権について
譲渡される犬の所有権は、本「正式譲渡契約書」をもって、譲渡する団体（以下、団体）から譲受される方（以下、譲受者）に移ります。
2. 譲渡された犬の返還について
 - a. 下記の事実が認められた場合、その時点で所有権は団体に戻され、譲渡された犬は団体に返還することとなります。
 - ・本正式譲渡契約書記載内容に対する違反が認められた場合
 - ・本正式譲渡契約書記載の住所、身分などに虚偽の内容があった場合
 - ・動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽（経済面、住宅面、健康面など）があった場合
 - ・譲渡された犬の業者への転売、虐待（飲食の制限、無視などを含む）、繁殖目的での譲渡など、本正式譲渡契約の主旨に反する行為が若干でも認められた場合や、その疑いを抱かせるような行為・態度が認められた場合
 - ・住所変更の際し、団体への変更通知を故意に怠った場合
 - b. 譲渡時の約束を譲受者が守っていないと団体が判断した場合は、団体は譲渡した犬の返還を請求することができ、譲受者はこれに応じなければなりません。
 - c. 正式譲渡後であっても、譲受者が動物の飼育者として不適格だと思われる場合や、団体と譲受者との信頼関係が損なわれた場合には、譲受者は団体の返還請求に応じなければなりません。
3. 飼育放棄（飼えなくなること）について
 - a. 譲受者は、正式譲渡後、いかなる理由（結婚、離婚、出産、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、自然災害、譲渡された犬の問題行動や疾患など）をもってしても、飼育放棄はできません。
 - b. 万が一、飼育が困難になった場合は、譲受者は速やかに団体に報告し、団体の指導のもとに環境改善の努力をしなければなりません。
 - c. 譲渡された犬の飼育が困難になった場合は、捨てたり行政処分に持ち込んだりせず、速やかに団体へ飼育放棄の意思を伝達し、譲渡された犬とその所有権を団体に返還しなければなりません。また、譲渡時に団体が受領した費用全額について、返金要求をしないものとします。
4. 近況報告および面会請求について
 - a. 正式譲渡後は、下記の頻度と内容で近況報告をお願いします。
・1カ月目.....回/週、2～6ヶ月目.....回/月、
その後.....回/年 [備考(報告の時期など) :]
 - ・送付するもの.....写真、報告日の体重、自宅での様子などのコメント
 - b. 譲受者は、正式譲渡契約後も、団体からの写真請求や面会請求に随時応じなければなりません。
 - c. 飼育環境に改善の必要があると団体がみなした場合には、譲受者は誠意を持って対応し、譲渡された犬の飼育にふさわしい環境を整えなければなりません。また、団体はそのための相談に応じ、指導する義務を負います。
5. 正式譲渡後の飼育環境について
 - a. 譲渡された犬は、散歩や遊びなどを除き、基本的には室内飼育をお願いします。
 - b. 飲水を毎日取り替え、食器は使用のたびに洗浄してください。また、犬用トイレを用意し、排泄物を毎日掃除してください。

